

「第2次沖縄県環境教育等推進行動計画」策定の概要

1 策定の経緯

環境教育等促進法に基づいて策定した「沖縄県環境教育等推進行動計画」（平成26年6月策定）の計画期間が今年度末で終了となることから本県の環境教育等に関する現状と課題を踏まえ、第2次計画を策定する。

2 策定の主なポイント

(1) SDGsの視点を追加

持続可能な社会の実現に向けて、環境問題と社会問題を同時解決するというSDGsの視点を持つことが環境教育を推進する上で重要となることから、本計画にSDGsの視点を取り入れる。

(例)・国内外の動向を追加

- ・コラムによりSDGsの概要を紹介
- ・コラムにより各部局の取組を紹介
- ・各施策の目標のアイコンを追加

(2) 本県を取り巻く環境問題に対応した取組の追加

世界自然遺産の登録を契機とする県民の意識の向上や近年注目の脱炭素化やプラスチック、食品ロス問題等へ対応するため、新たに13の取組事業を追加し、計57の取組事業を推進する。

《追加取組事業》

- ・世界自然遺産保全・利用促進事業
- ・外来種防除イベント
- ・うちエコ診断の活用促進
- ・電気自動車の普及促進
- ・プラスチック等使用削減の推進
- ・食品ロス削減の普及啓発の促進
- 等

(3) 行動指標の設定

県民の環境保全活動の広がりを把握するため、新たに行動指標（及び指標に係る目標値）を設定する。なお、行動指標については、6つの施策展開（※）に関連づけた10の行動指標を設定する。

※6つの施策展開

本計画では、環境教育を総合的・体系的に展開するため、以下の6つの施策展開を設定し、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進していくこととしている。

(計画(案)第4章第1節(P.18)を参照。)

施策展開Ⅰ：人材育成・活用と研修等の充実

施策展開Ⅱ：情報基盤の充実と連携の強化

施策展開Ⅲ：場や学習機会の提供

施策展開Ⅳ：教材・プログラムの整備と活用

施策展開Ⅴ：協働取組の推進と民間団体等への支援

施策展開Ⅵ：普及啓発